

下呂市監査告示 第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年度財政援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年 7月28日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成 27 年度 財政援助団体等に関する監査 指摘事項に伴う措置状況

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市濁河温泉市営露天風呂】

1 利用料金の減免補填について (小坂町商工会)		担当課：小坂振興事務所 小坂地域振興課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
<p>当施設は、利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度が導入され、利用料金の減免については、下呂市濁河温泉市営露天風呂条例及び同施行規則で規定されています。しかしながら、減免による減収分の補填について、協定等にその規定がありません。</p> <p>減免は、「受益者負担の原則」を前提とした市の団体等に対する政策的な支援措置であることから、減免による市の補填について基本協定書、仕様書に明記し、市が行った減免による減収分を市が補填することが望ましいと料思します。なお、市及び市の関係機関の主催、共催事業の減免補填についても、同様の検討をしてください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>利用料金の減免等については、下呂市濁河温泉市営露天風呂条例及び下呂市濁河温泉市営露天風呂条例施行規則第 5 条の (1) にある市及びその関係機関の主催、又は共催事業利用する場合の免除と同規則第 5 条の (2) にある市の福祉団体及び指定管理者が特に認めたときの減免についての要件を、規則から削除します。このことにより市や関係機関等が行った事業による減免の補填はおこないません。</p> <p>同規則第 5 条の (3) にある指定管理者が特別な理由があると認めるときのみの減免規定は市内にある同様の施設の条例と統一性をはかるため現状のとおりとします。</p>	

2 指定管理料の精算義務規定について		担当課：小坂振興事務所 小坂地域振興課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
<p>基本協定第 27 条には、収入および支出の実績に応じた指定管理料の精算について規定されています。しかしながら、当施設は、指定管理者の自主的な経営努力の発揮が期待される利用料金制度が導入されており、利用料金制には経営努力を促すインセンティブが働き、施設の利用率やサービスの向上につながるようになります。こうしたことから、利用者の増加や、経費節減等の経営努力によって生じた剰余金が返還されることになれば、この指定管理料の精算義務規定は疑問の残るところです。当施設は指定管理料の支払いはありませんが、協定更新時に同規定の見直しについて検討してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>基本協定第 27 条にある指定管理料の精算義務規定は、基本協定書から削除します。</p>	

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市金山森林総合利用促進施設】

1 指定管理料の精算義務規定について (有限会社 弓掛観光開発)		担当課：金山振興事務所 金山地域振興課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
<p>基本協定第27条には、収入および支出の実績に応じた指定管理料の精算について規定されています。しかしながら、当施設は、指定管理者の自主的な経営努力の発揮が期待される利用料金制度が導入されており、利用料金制には経営努力を促すインセンティブが働き、施設の利用率やサービスの向上につながるようになります。こうしたことから、利用者の増加や、経費節減等の経営努力によって生じた剰余金が返還されることになれば、この指定管理料の精算義務規定は疑問の残るところです。当施設は指定管理料の支払いはありませんが、協定更新時に同規定の見直しについて検討してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>次回更新には第27条を削除し、代わりに、収益の取扱いについての規定を下記のように加えるよう検討します。</p> <p>◆乙の経営努力によりコストが削減されて生じた収益は、乙に帰属するものとする。 (乙とは、指定管理者のことをいう。)</p>	

◎補助団体 【団体名 下呂市観光客特別誘致対策協議会】

1 負担金交付の目的及び基準の明確化について		担当課：観光商工部 観光課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
<p>下呂市観光客特別誘致対策協議会負担金の性質は、同協議会の規約で定める目的及び実施事業や年度事業計画から、事業に対する負担金と解されます。しかしながら、事業実績において、一部事業実施団体の運営に対するものと判断される内容がありましたので、負担金の基準を明確にし、厳正な執行に努めてください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>当該団体の決算状況等調査したところ、ご指摘のとおりであることを確認しました。平成28年度中を目途に事業負担金の基準を明らかにし厳正な執行に努めます。</p>	

◎補助団体 【団体名 萩原町商工会】

1 事業の執行について (要望)		担当課：経営管理部 地域振興課
監 査 指 摘	措 置 状 況	
<p>高山本線飛騨萩原駅の活用と乗車券類の簡易委託販売業務は、協定書により交付金事業として実施されています。交付金は、地方公共団体の事務を団体等に委託する場合において、専ら当該事務処理の報償として支出されるものです。このことを踏まえ、商工会と担当課において事業の目的について再度確認と検証をし、相互の意思疎通を十分に図りながら、効果的、効率的な事業の執行に努めてください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>平成28年度以降の飛騨萩原駅の運営については、平成27年11月30日に事業の目的、運営に関する交付金の在り方等について萩原町商工会と協議を行ったところですが今後とも、双方連携を取りながら効果的、効率的な事業の執行に努めていきます。</p>	